

救助編



宙吊り状態での車両解体訓練の様子

1. 救助体制

- (1) 本市における救助業務は昭和53年ポンプ車とはしご車の活用により始まり、翌年救助工作車を配備し運用しています。多様化する災害へ対応するべく、平成25年救助隊を特別救助隊へ改め、平成26年には潜水隊を発足し救助体制の更なる構築を図りました。

近年では、都市構造の複雑化及び生活環境の変化等に伴い、災害や事故の態様は多様化の傾向を強めています。また、極端な猛暑や集中豪雨などの異常気象による大規模自然災害のほか、重大事故あるいはNBCやテロ等の新たな災害危険も危惧されているところです。このような状況下において、本市では、市民の安全安心を守るため、実践的な訓練や関係機関との合同訓練を通じた部隊の災害対応力の強化に全力を挙げて取り組んでいます。

- (2) 訓練状況



荒川での水難救助訓練



ロープによる救助訓練



車両下敷き状態の要救助者救出訓練



土砂災害を想定した救出訓練

2. 救助出場状況

(1) 救助出場状況

令和7年中

区分 \ 事故種別	火災	交通	水難	自然風水	機械	建物等	ガス欠	破裂	その他	合計
出場件数	10	8	13		1	44			32	108
活動件数	10	7	7		0	44			12	80
救助人員	2	9	6		0	23			4	44
活動人員	81	68	77		0	272			67	565
活動車両	22	23	34		0	80			18	177



(2) 活動概要

令和7年中 主な救助

発生月	発生場所	事故種別	活動概要
1月	彩湖	水難事故	男性1名がウインドサーフィン中、彩湖の浮島にて動けなくなったもの。救命ボートにて要救助者を乗せて、岸まで搬送し救出する。
2月	彩湖	水難事故	男性1名がカヤックから落水し、水面で助けを求めているもの。レスキューボードを使用し接触。水面上に浮いている要救助者1名を救命ボートに乗せて救出する。
3月	上戸田地内	建物事故	男性が居室の内開き扉と壁の間において体動困難になり、扉が開けられなくなったもの。窓を破壊後部屋へ進入し、要救助者に接触。ドアを開放し救出する。
4月	本町地内	交通事故	男性1名のサンダル及び右足が自転車の前輪とスポークの間に挟まり抜けなくなったもの。番線カッターにて自転車のスポーク部分を切断し救出する。
5月	笹目地内	交通事故	乗用車の単独事故により、助手席の男性1名の両下腿がダッシュボードと座席の間に挟まれている状態。油圧救助器具にてダッシュボードを拡張し救出する。
6月	上戸田地内	建物事故	男性1名が浴室のドアノブ故障により閉じ込められている状態。ドアの隙間からラッチボルトを押し込み、ドアを開放して救出する。
7月	笹目地内	建物事故	転倒し右肩の脱臼により体動困難となったもの。救助工作車のクレーンを活用して、窓から搬出し救出する。
8月	戸田公園地内	交通事故	普通自動車が電柱に衝突し、男性1名が脱出不能になったもの。車内で脊柱固定を実施し、救出する。
9月	本町地内	建物事故	自宅浴室にて転倒し体動困難となったもの。居住者の許可のもと、ドアを破壊し救出する。
10月	本町地内	建物事故	コンビニエンスストアのトイレ内で男性の意識がなくなり、閉じ込められたもの。工具を使用してドアを開放し救出する。
11月	大字新曽地内	建物事故	男児の左手が、室内ドア吊元の縦框と額縁の隙間に挟まったもの。工具を使用してドアの蝶番を外し、間隙を広げ救出する。
12月	大字新曽地内	建物事故	居室内にて女性1名が体動困難状態で閉じ込められていたもの。三連はしごを活用しベランダに進入。窓を割り、鍵を開錠して救出する。

(3) 他市救助応援出場状況

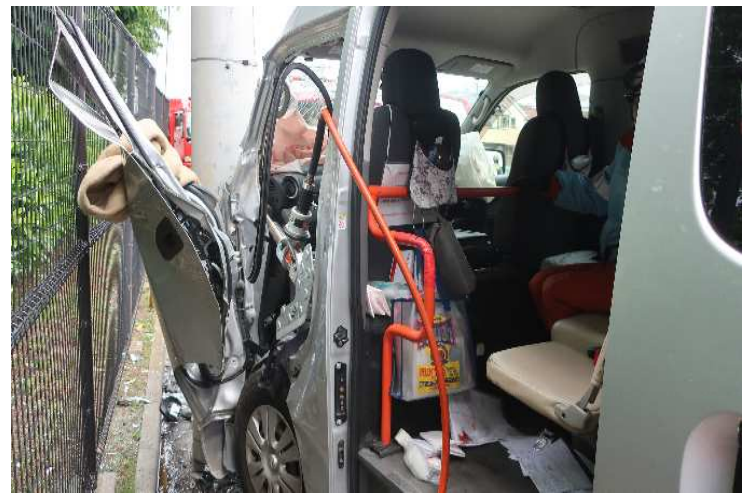
令和7年中

事故種別 管轄	火災	交通	水難	自然風水	機械	建物等	酸ガス	破裂	その他	合計
蕨市消防本部										0
川口市消防局										0
さいたま市消防局										0
埼玉県南西部消防局			1							1
東京消防庁		1	4						2	7
合計	0	1	5	0	0	0	0	0	2	8

(4) 救助活動現場



衝突事故車両からの救助活動



油圧救助器具を用いた救助活動



河川における水難救助活動



人身事故における救助活動

3 . 救助出場の推移

種別 年別	火災	交通	水難	自風 然水	機 械	建 物 等	酸ガ 欠ス	破 裂	そ の 他	件出 数場	件活 数動
令和3年	17	9	10		2	5	2		15	60	44
令和4年	13	17	14			10			4	58	43
令和5年	12	12	2			14			12	52	39
令和6年	15	17	5		2	19	1		12	71	52
令和7年	10	8	13		1	44			32	108	80



4 . 消防本部保有資機材

令和7年4月1日現在

一般救助用器具	保有数	重量物排除用器具	保有数	切断用器具	保有数		
<ul style="list-style-type: none"> かぎ付はしご 三連梯子 金属製折りたたみ梯子 又はワイヤー梯子 空気式救助マット 救命索発射銃 サバイバースリング又は救助用縛帯 平担架 	<ul style="list-style-type: none"> 9(2) 7(1) 2(2) 1(1) 1(1) 12(11) 1(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 油圧ジャッキ 油圧スプレッダー 可搬ウィンチ マンホール救助器具 救助用簡易起重機 マット型空気ジャッキ 大型油圧スプレッダー 救助用支柱器具 チェーンブロック 	<ul style="list-style-type: none"> 3(3) 2(2) 2(2) 1(1) 0 1(1) 1(1) 2(2) 1(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 油圧切断機 エンジンカッター ガス溶断器 チェーンソー 鉄線カッター 空気鋸 大型油圧切断機 空気切断機 コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー 	<ul style="list-style-type: none"> 3(3) 8(2) 1(1) 4(1) 11(3) 1(1) 1(1) 1(1) 0 		
破壊用器具	保有数	検知・測定用器具	保有数	呼吸保護用器具	保有数		
<ul style="list-style-type: none"> 万能斧 ハンマー 携帯用コンクリート破壊器具 削岩機 ハンマドリル 	<ul style="list-style-type: none"> 15(5) 7(1) 1(1) 1(1) 1(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 生物剤検知器 可燃性ガス測定器 有毒ガス測定器 酸素濃度測定器 放射線測定器 化学剤検知器 有毒ガス検知管¹ 	<ul style="list-style-type: none"> 0 4(2) 6(4) 4(2) 5(4) 1(1) 1(1) 	<ul style="list-style-type: none"> 空気呼吸器 空気補充用ポンベ 酸素呼吸器 簡易呼吸器 防塵マスク 送排風機 エアラインマスク 	<ul style="list-style-type: none"> 51(10) 65(2) 5(5) 2(2) 16(5) 1(1) 0 		
隊員保護用器具	保有数	除染用器具	保有数	水難救助用器具	保有数		
<ul style="list-style-type: none"> 耐電手袋 耐電衣 耐電ズボン 耐電長靴 防塵メガネ 携帯警報器 防毒マスク 化学防護服（陽圧式化学防護服を除く） 陽圧式化学防護服 耐熱服 放射線防護服 特殊ヘルメット 	<ul style="list-style-type: none"> 7(5) 7(5) 7(5) 7(5) 25(5) 24(5) 16(10) 34(4) 5(5) 3(0) 2(2) 7(5) 	<ul style="list-style-type: none"> 除染シャワー（歩行可能者用） 除染シャワー（歩行可能者用・担架用） 除染剤散布器 除染シャワー（多人数対応用） 	<ul style="list-style-type: none"> 0(0) 1(0) 1(0) 0 	<ul style="list-style-type: none"> 潜水器具 救命胴衣 水中投光器 救命浮環 浮標 救命ボート 船外機 水中スクーター 水中無線機 水中時計 水中テレビカメラ 	<ul style="list-style-type: none"> 18(18) 50(15) 17(17) 8(4) 6(2) 7(1) 7(1) 0 1(1) 17(17) 0 		
				検索性器具	保有数		
				<ul style="list-style-type: none"> 簡易画像探索機 	<ul style="list-style-type: none"> 2(2) 		
				その他の救助用器具	保有数		
		<ul style="list-style-type: none"> 投光器 携帯投光器 携帯拡声器 携帯無線機 応急処置用セット 車両移動器具 緩降機 ロープ登降機 救助用降下機 発電機 	<ul style="list-style-type: none"> 10(2) 33(9) 21(6) 27(3) 6(1) 2(2) 3(2) 7(7) 10(10) 14(5) 	<th>高度救助用器具</th> <th>保有数</th>	高度救助用器具	保有数	
				<ul style="list-style-type: none"> 画像探索機 地中音響探知機 熱画像直視装置 夜間用暗視装置 電磁波探査装置 二酸化炭素探査装置 水中探査装置 地震警報器 	<ul style="list-style-type: none"> 0 0 3(1) 0 0 0 0 0 		
山岳救助用器具	保有数						
<ul style="list-style-type: none"> 登山器具 バスケット型担架 	<ul style="list-style-type: none"> 0 3(3) 						
その他	保有数						
<ul style="list-style-type: none"> 大型プロアー ウォーターカッター 	<ul style="list-style-type: none"> 0 0 						

この表は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令を基に作成したもの。

()内の数は、特別救助隊保有数。

1 救助調査業務の項目に該当しないが、当市において保有している資機材。